



P&I 特別回報

第 17-002 号
2017 年 5 月 16 日

日本船主責任相互保険組合

外航組員各位

コンディションサーベイの推進 ～事故防止・軽減に向けて～

当組合では一定の船齢に達した新規加入船と既加入船に対し、第三者機関によるコンディションサーベイを実施しています。

PI保険者の立場から保険事故に繋がる危険因子を早期発見し、加入船の堪航性/堪貨性を一定水準以上に保つことで、規模の大小を問わず、あらゆる事故の防止を目指しています。

本稿では2016年度に実施したコンディションサーベイの結果をご報告いたします。

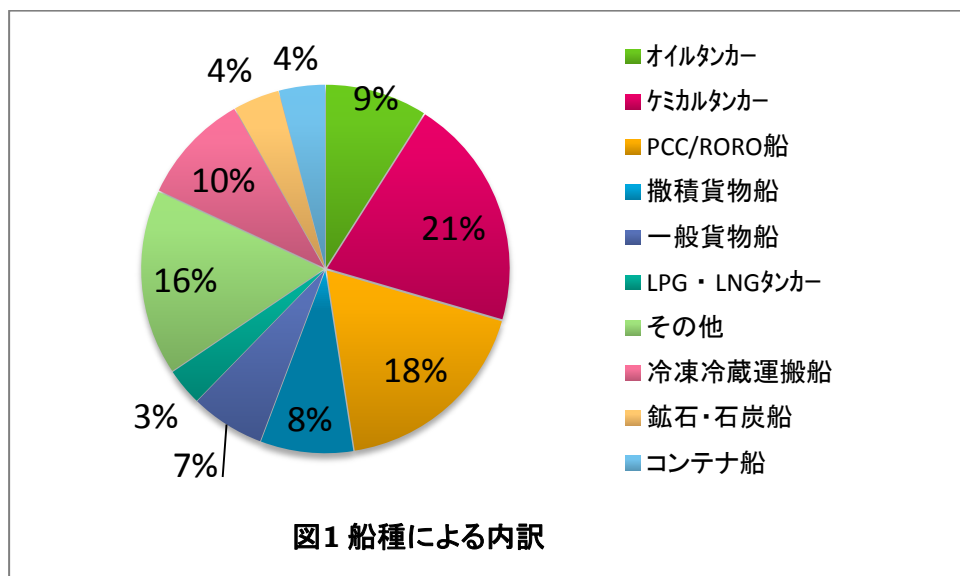
なお、サーベイの現場では国際P&Iグループ標準フォーム(*)に沿って、サーベイヤーが各項目をチェックします。標準フォームは全船種共通のPart A, B, D及び船種別のPart Cにより構成されます。

(*) 現在使用しているCondition Survey Report Version 8.0は当組合ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.piclub.or.jp/lossprevention/conditionsurvey/>

2016 年度コンディションサーベイ実施状況

2016年度 (2016年2月20日～2017年2月20日)は、96隻をサーベイの対象とし、組員の皆様にご協力いただいた結果、その71.9%(69隻)を実施できました。未実施の27隻については、2017年度中に寄港地や入渠時など、サーベイ可能なタイミングを利用し実施予定です。これに加え、新規加入船のエントリーサーベイなど53隻のサーベイを実施し、2016年度中にサーベイを実施した船舶は計122隻となりました。



船種別の内訳は上記図1のとおりです。オイルタンカーやケミカルタンカーにおいては、船齢5年以上の船舶がサーベイの対象となることから、比較的件数が多くなっています。

甲板・ブルワーク及びハッチカバー・コーミングに関する指摘事項

122隻の内、改善勧告がなかった船舶は24隻(約20%)であり、98隻(約80%)に対して改善勧告がなされています。

改善勧告件数は、下の図2のとおり総計250件になり、サーベイヤーより指摘を受ける件数は、甲板上のエアイベント・サウンディングパイプの識別表示、フェアリーダー・ボラードの注意喚起(Snap Back Zone含む)やSWLマーキング等の甲板・ブルワークに関する指摘事項が最も多く41件、続いてゴムパッキンの劣化や、ハッチ周りの部分的な欠損・破損等のハッチカバー・コーミングに関する指摘事項が34件ありました。これらの指摘事項はいずれもPSCで指摘される可能性が高く、早期に改善が求められるものばかりです。



吊り上げ装置類の SWL
マーキング不明瞭

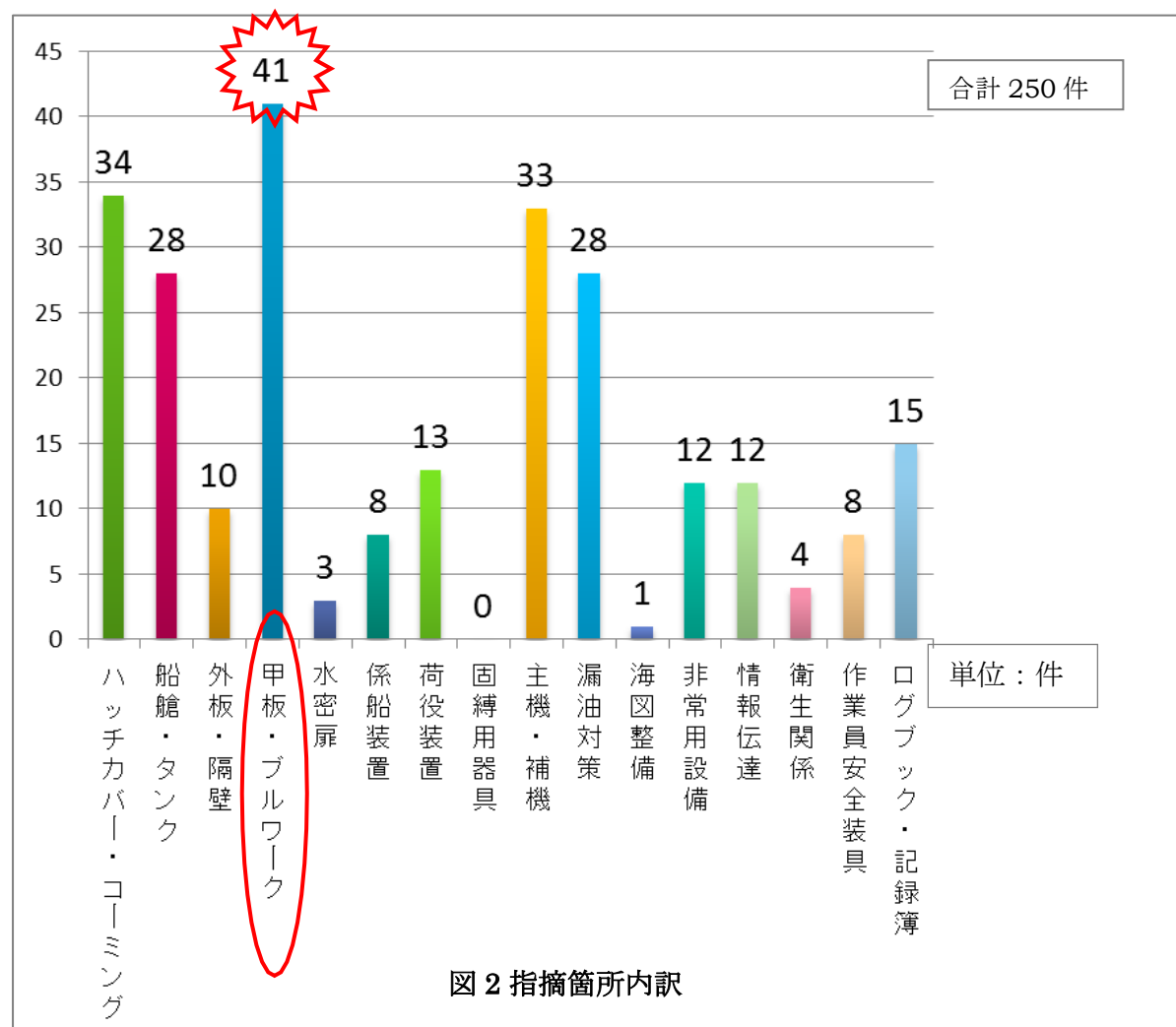


エアイベントパイプの
識別表示がない



ハッチカバー用ガスケット
の整備不良

改善勧告した船舶のうち **10 隻**については **Defect Warranty** を付帯し、保険のてん補制限もあり得ると警告しました。



コンディションサーベイへのご協力を引き続きお願いします

上記の通り2016年度は組合員各位のご協力の元、実施率は71.9%と高い数字となりました。2017年度は、エントリーサーベイ対象船を含め 142隻（2017年4月20日現在）をサーベイ実施対象とし、100%の実施率を目指します。サーベイの実施には組合員各位のご協力が不可欠である点をご理解いただいていると存じますが、これからサーベイを受検される皆様に於かれましては、当組合のコンディションサーベイを組合全体の事故防止だけでなく、第三者の目でチェックすることで本船の現状を客観的に把握する事ができるツール（手段）として捉えていただき、2017年度におけるサーベイ実施のご協力をお願い申し上げます。



サーベイ実施基準

- (1)新規加入予定船：船齢 10 年以上の全船舶 ただし、
コーティングタンクをもつケミカルタンカー等^(注1)は、船齢 5 年以上
(注 1) コーティングタンクをもつケミカルタンカー、メタノールタンカー、プロダクトタンカー、硫酸タンカー、糖蜜タンカー、クリーンタンカー、鉍石・ケミカル兼用船
- (2)既加入船：船齢 15 年以上の全船舶 ただし、
イ. 船舶の堪航性に起因する同種事故を 2 回以上起こしている船舶は、船齢に関係なく全船舶
ロ. コーティングタンクをもつケミカルタンカー等^(前項注 1)は、船齢 5 年以上
ハ. 冷凍冷蔵運搬船^(注 2)は、船齢 10 年以上
ニ. 過去 12 ヶ月間に貨物として重質重油(HFO: Heavy Fuel Oil)を運送したタンカーは、船齢 10 年以上。ただし、以下の場合は除く。
- 過去 12 ヶ月間に組合のコンディションサーベイを受検している
- 過去 6 ヶ月間に船級協会の定期検査を受検している
- 国際船級協会連合(IACS)加盟の船級協会による船舶状態評価鑑定(CAP)で CAP1 または CAP2 の評価を取得している
(注 2) 冷凍・冷蔵貨物運搬船、冷凍・冷蔵貨物運搬船兼油槽船
- (3)再検査：
イ. 原則として検査日から 5 年毎
ロ. 船齢が 20 年を超える新規加入船舶に関しては、加入後 2 年毎
ハ. フリート若しくは船舶管理会社の変更があった場合

注意事項

- [1] コンディションサーベイ実施にあたり、組合指定の検査機関より 1～2 名のサーベイヤーがアテンドします。組合の検査項目にしたがって各証書類の確認、各部メンテナンス状況、航海計画、救命消火安全設備、堪航性、堪貨性及び船種毎の検査項目等について本船の運航スケジュールに支障のない範囲で半日から 2 日程度の日数で実施されます。検査項目の中には、ハッチカバーの水密テスト、バラストタンク・船艙の内検などが含まれ、船長以下乗組員のご協力を得なければならないものがあります。また、検査は船内を巡視しながら行いますので、検査の際には乗組員に立会っていただく必要があります。終了時には指摘事項をまとめて船長に報告します。
- [2] 上記基準に拘らず実際にクレームが発生し、クレーム発生のメカニズムに疑問のあるときは、別途コンディションサーベイを実施することがあります。
- [3] 新規加入船の場合においては原則加入前に実施するものとしています。
特段の事情がある場合は、契約開始後 30 日以内に実施します。

以上
コンディションサーベイ委員会